

業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度 住民とともに支える「地域共生社会さが」推進事業

2 目的

全国的な少子高齢化の進展等により地域のコミュニティ機能が低下し、地域の課題は複雑・複合化しており従来の支援体制のままでは課題を解決することが困難になってきている。

高齢者、障害者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向けて、ワンストップでの相談対応などの体制づくり（重層的支援体制整備事業等）に取り組む市町を支援する。この取り組みによって地域のコミュニティやCSOと連携するなど「佐賀らしい地域共生社会」づくりを推進することで、福祉サービスの向上を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月25日（火）まで

4 委託事業の内容

高齢者、障害者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域共生社会の実現に向けた取組（重層的支援体制整備事業等）を推進する市町を支援するため、次のことを行う。

（1）地域共生セミナーの実施

ア 業務内容

各市町に自身の町の実態を把握してもらい、市町における包括的支援体制の構築につなげることを目的として、令和5年度 住民とともに支える「地域共生社会さが」推進事業で実施した実態調査の結果及び結果から検証・整理した現状や課題の報告、アドバイザー派遣を受けた市町の実践発表及び重層的支援体制整備事業の制度理解を深め各機関の持つ課題解決につながるようなセミナーを実施する。

イ 対象

県内全市町の介護・障害・子育て・困窮各分野の相談支援機関等の職員等。

- ・地域包括支援センター(介護)
- ・障害者の相談支援事業所(障害)
- ・利用者支援事業実施機関(子ども)
- ・生活困窮者の自立相談支援機関(困窮)
- ・市町社会福祉協議会
- ・市町行政の重層的支援体制整備事業または地域共生社会の担当課
- ・その他、関係NPO団体等

※関係機関のリストについては、県から情報提供を行うこともできる。

ウ 実施回数

事業期間中に2回。

エ 研修内容

令和5年度に実施した実態調査の結果及び結果から検証・整理した現状や課題の報告、アドバイザー派遣を受けた市町の実践発表及び重層的支援体制整備事業の制度理解を深め各機関の持つ課題解決に資する内容を盛り込んだセミナーとする。(年2回の実施内容については、最も実効性が高いと考える内容で提案すること。)

オ 実施方法

対面での実施を基本とし、受講者が意欲的に研修に参加できるよう工夫すること。また、セミナー終了後は内容に関するアンケートを実施し、とりまとめた結果を県に報告すること。

(2) アドバイザー派遣の実施

ア 業務内容

重層的支援体制整備事業を実施、又は意欲的に検討している市町に対し、市町に寄り添った伴走支援を行うアドバイザーを派遣する。なお、アドバイザーは令和5年度 住民とともに支える「地域共生社会さが」推進事業でアドバイザーを務めた株式会社地域創生Coデザイン研究所の梅本政隆氏とする。

イ 対象

重層的支援体制整備事業に意欲的に取り組む市町や取り組みを検討している市町(4市町程度)とする。なお、市町の選定は県と協議の上行うこと。

ウ 実施方法

事前に市町から事業実施に向けた課題や必要な支援等について書面等で事前調査を行い、アドバイザー、受託者、県との3者で年間の支援内容の計画を作成する。その計画に基づき、日程調整を行う。なお、実効性高く事前調査を行うことができるよう、工夫した調査書を検討し提案すること。

エ 実施回数

4市町×3回 計12回程度

(3) 地域共生コーディネーター養成研修の実施

ア 業務内容

特別な総合相談窓口を設けずとも、既存の相談支援機関で住民の課題を丸ごと受け止められるよう、傾聴する力、分野横断的な知識やアセスメント力、調整能力等を持った人材(地域共生コーディネーター)の養成研修を実施する。

イ 対象

県内の介護・障害・子育て・困窮の相談支援機関職員、社会福祉協議会職員及び市町行政職員等。

ウ 実施回数

年4回を想定。なお、一回の研修参加者は40名程度を想定。

エ 研修内容

複雑・複合的な生活課題を抱え、既存の制度や体制では対応が困難な事例について、その受け止

め方、多機関へのつなぎ方等実践的な内容を盛り込んだ研修とする。年4回の実施内容については、同一内容を4回行うのか、あるいは4回とも別内容とするのか等を含め、最も実効性が高いと考える内容で提案すること。

オ 実施方法

対面研修を基本とし、グループワークを入れ込むなどして受講者が意欲的に研修に参加できるよう工夫しカリキュラムを作成すること。なお、研修会終了後は研修の内容に関するアンケートを実施し、とりまとめた結果を県に報告すること。

カ 研修講師

研修を実施する講師を具体的に想定し、そのプロフィール等を示し提案すること。

(4) ケースブックの作成

ア 業務内容

県内他市町への横展開を行うため、(2)のアドバイザー派遣に同行するなどして情報収集を行い、各市町の重層的支援体制整備事業への取り組み状況や各市町への支援内容、本事業の進捗等を取りまとめるとともに、(1)の地域共生セミナーや(3)の地域共生コーディネーター養成研修の内容についても盛り込んだケースブックの作成を行う。なお、ケースブックは、写真やイラストを用いるなど分かりやすく工夫をして作成すること。

イ ケースブックの納品について

冊子120部を関係機関に送付すること。また、県に冊子120部とデータを納品すること。

5 スケジュール

下記スケジュールを想定しているため、全体を実効性高く実施できるよう工夫し提案すること。

(1) 地域共生セミナーの実施

委託契約期間を通して実施する。

(2) アドバイザー派遣の実施

委託契約期間を通して実施する。

(3) 地域共生コーディネーター研修の実施

委託契約期間を通して実施する。

(4) ケースブックの作成

令和7年3月20日まで

6 県との協議

(1) 本業務の実施に際し、対面での実施を基本として、業務着手時のほか必要に応じて県との協議を月1回程度実施すること。なお、実施する業務の詳細な内容決定に関しては、事前に県との協議を行い、承認を得ること。また、協議後は議事録を作成し、県の確認を受けること。

(2) 事業に変更が生じる場合は速やかに県と協議を行い、必要に応じて変更契約書を提出すること。

7 委託料に含まれる経費について

・地域共生セミナーに要する費用（講師謝金及び旅費、資料印刷費、会場使用料、消耗品購入費、郵送

料等)

- ・アドバイザー派遣に要する経費（アドバイザー謝金及び旅費、資料印刷費、会場使用料、消耗品購入費等）
- ・地域共生コーディネーター養成研修に要する費用（講師謝金及び旅費、資料印刷費、会場使用料、消耗品購入費、郵送料等）
- ・ケースブックの作成に要する経費（資料印刷費、消耗品購入費、郵送料等。 ※カラー印刷で240部、20ページ程度）
- ・委託事業の実施に要する経費（人件費、旅費等）

8 委託事業報告書の提出

(1) 完了報告

受託者は、事業終了後、速やかに「完了報告書」を提出するものとする。

(2) 提出先

佐賀県 健康福祉部 社会福祉課 地域福祉担当

9 留意事項

- (1) 委託業務の遂行にあたり、受託者は、別記「個人情報取扱特記事項」を了承し、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (2) 委託業務に従事する者又は従事していた者が、当該委託業務に関して知り得た個人情報を不正に使用した場合などは、個人情報の保護に関する法律に基づき処罰される。
- (3) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、業務の一部についてあらかじめ書面により佐賀県の承諾を得た場合は、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本要領が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。
- (4) 本委託業務において、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (5) 本事業において作成される成果物の著作物については、全て佐賀県に帰属する。ただし、企画競争に応募された著作物についての著作権は除く。本事業において作成された成果物への著作者人格権は行使しないものとする。